

令和元年 第5回須賀川市農業委員会総会議事録

令和元年第5回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和元年5月 8日(水)
- 2 招集通知日 令和元年5月 8日(水)
- 3 招集日時 令和元年5月20日(月)午後1時30分
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室C・D
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員(19名)

農地利用最適化推進委員(23名)

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	栗野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 19名

7 欠席農業委員 0名

担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名
須・浜	秋山 吉治	稲田	小椋 利春	稲田	有馬 勝三	小塩江	吉田 安孝
小塩江	橋本 克也	小塩江	安藤 雅裕	大東	関根 要一	大東	熊谷 聡
岩瀬	矢吹 正則	岩瀬	古川 守				

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 10名

16 閉 会 （午後 2 時 4 5 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実
に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和元年 5 月 2 4 日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和元年 第5回総会

令和元年5月20日(月)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第22号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 三島木係長 概略説明。

議 長 ここで、申請番号第112号は、3番 小枝委員の自己案件ですので「須賀川市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限」により退席を求め、先に審議いたします。

事 務 局 農政課 長谷川主事 説明。

議 長 只今、申請番号第112号についての説明がありました。質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

申請番号第112号に異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号第112号について計画どおり決定することといたします。

議 長 ここで、小枝委員の復席を求めます。

(小枝委員 復席)

議 長 続きまして、申請番号第105号からの説明をお願いします。

事 務 局 農政課 長谷川主事 説明。

議 長 只今、申請番号第105号からの説明がありました。質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第22号「農用地利用集積計画」について異議の無い農業委員は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 22 号「農用地利用集積計画について」は、
計画どおり議決し、決定することと致します。

議 長 次に、議案第 23 号「農用地利用配分計画（案）に関する意見につい
て」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事 務 局 三島木係長 概略説明。農政課 長谷川主事 説明。

議 長 只今の説明に、ご質問、ご意見はありませんか。

（質疑は、なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 23 号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」

異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第 23 号「農用地利用配分計画（案）に関する
意見について」は計画通り議決し、決定する旨の意見とします。

議 長 次に議案第 24 号「農地法第 3 条第項 1 項の規定による許可申請適否
決定について」を議題といたします。

議 長 事務局の説明を求めます。

事 務 局 三島木係長 説明

議 長 続いて、調査員の説明を求めます。説明は、担当した推進委員から
お願いいたします。

安藤推進委員 受理番号第 32 号について説明いたします。

譲渡人 佐久間さん、半谷さんと SUS 株式会社の賃貸借契約案件で
す。東山地区で蕎麦を栽培するというもので、同地区の農地の有
効活用となると思われます。価格についてもお互いの話し合いに
より決まったもので妥当と思われます。

許可上何ら問題は無いものと思われます。委員皆様のご審議を
お願いします。

議 長 次に受理番号第 33 号については古川推進委員、お願いします。

古川推進委員 受理番号第 33 号について説明いたします。

本件は、ほ場整備事業で柳沼さんの農地付近に本田さんの農地が
入り込んでいる形で換地されたため、今回、本田さんが整理した

いということとなり、柳沼さんに売買の話をした結果、今回の申請となっていますので特に問題はないと思われま。委員皆様のご審議をお願いします。

議長 次に受理番号 34 号については関根推進委員、お願いします。

関根推進委員 受理番号第 34 号について説明いたします。

譲渡人、関根氏と譲受人、関根氏は親子関係にあります。

父が高齢であるため、同居する関根氏に贈与するため申請されたものです。関根氏は引き続き水稻を栽培することです。許可上何ら問題はないものと思われま。委員皆様のご審議をお願いします。

議長 次に受理番号 35 号については矢吹推進委員、お願いします。

矢吹推進委員 受理番号 35 号について説明いたします。

譲渡人、吉成氏と譲受人、小山氏は親戚関係にあります。

小山氏の両親が吉成氏の田を作付していました。今回、無償による贈与をすることとなり、小山氏が今後も水稻を作付することです。お互い納得のうえ申請したものですので、問題はないものと思われま。委員皆様のご審議をお願いします。

議長 次に受理番号 36 号、37 号については安藤推進委員、お願いします。

安藤推進委員 次に受理番号 36 号、37 号について説明いたします。

受理番号 36 号ですが、譲渡人、塩田氏と譲受人、常松氏は知人の関係にあります。常松氏は新規就農になりますが、施設等については同じ地区で農業をしている方からリース契約を行い、農機具は農機具メーカーからリース契約を行うこととなります。母畑地区の水利組合に加入をすることによって農業に関し支障のないものと思われま。

また、価格についてもお互いの話し合いにより決まったもので問題はないものと思われま。委員皆様のご審議をお願いします。

次に受理番号第 37 号ですが、譲渡人、山田氏と譲受人、相樂氏は同じ地区の方です。売買による移転で価格については、お互いの話し合いにより決まったものです。

許可上何ら問題はないと思われまますので、委員皆様のご審議をお願いいたします。

議長 次に受理番号 38 号、39 号、40 号については小椋推進委員、お願いいたします。

小椋推進委員 受理番号 38 号、39 号、40 号について説明いたします。

受理番号 38 号ですが、譲渡人、矢吹氏が高齢になったことから農地を処分したいということで申請されたものです。この農地は、関根氏が 40 年以上前から耕作していたそうです。今回、お互いの話し合いにより決まったものです。

次に受理番号 39 号と 49 号ですが、斎藤氏は 40 年以上前から既に交換して作付していたそうです。面積は違うものの、両者合意のもと交換という話となり今回の申請となりました。許可上何ら問題はないと思われまますので、委員皆様のご審議をお願いいたします。

議長 次に受理番号 41 号については秋山推進委員、お願いいたします。

秋山推進委員 受理番号 41 号について説明いたします。

譲渡人、佐藤氏と譲受人、鈴木氏は同じ地区におり、知人関係にあります。鈴木さんの農地に佐藤さんの農地が隣接しており、今回、売買という話がまとまり、価格についてもお互いの合意によるもので、許可上問題はないものと思われまます。委員皆様のご審議をお願いいたします。

議長 次に受理番号 42 号については有馬推進委員、お願いいたします。

有馬推進委員 受理番号 42 号について説明いたします。

譲渡人、須藤氏と譲受人、眞壁氏は叔父と姪の関係にあります。今回、須藤さんか眞壁さんに贈与したいという話がまとまったものです。許可上問題はないものと思われまます。委員皆様のご審議をお願いいたします。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

6 番 遠藤委員 受理番号 40 号ですが経営状況で、田 20a 畑 29a 計 59a となっている。誤記であると思うが確認願いたい。

事務局 確認したところ、畑 39a が正しいため誤記であります。39a と修正していただきたいと思えます。

議長 その他にございませんか。

議長 それではお諮りいたします。

議案第 24 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 24 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

議長 次に、議案第 25 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木係長説明

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

吉田推進委員 受理番号第 11 号について説明いたします。

去る 15 日、現地調査と譲渡人、芳賀氏から話を聞いてきました。申請地は水の便が悪く 4 年前から耕作を放棄しており、譲受人から耕作しないのであれば太陽光発電をしたいので、土地を貸してくれないかと相談があり今回の申請となったものです。現地は農地のはずれにあり周りには影響がないものと思われます。委員皆様の審議をお願いします。

議長 次に受理番号 12 号については熊谷推進委員、お願いします。

熊谷推進委員 次に受理番号 12 号について説明いたします。

13 日に現地及び聞き取り調査をいたしました。

この申請地の隣に譲渡人、三瓶氏の原野があり、山砂を入れ畑として使用するわけでしたが、土が悪く畑としては適さないため遊休化していました。今回、譲受人の須賀川瓦斯株から太陽光設置の相談があり、話がまとまったもので併用地に行くための進入路としての申請です。

太陽光発電設置後の草取りの処理は除草剤対応するというこのため、周囲に影響が出ないよう指導をしたところです。賃借権による価格については両者の話し合いにより決まったもので、問題はないと思われます。委員皆様の審議をお願いします。

議長 次に受理番号 13 号については橋本推進委員、お願いします。

橋本推進委員 受理番号 13 号について説明いたします。

14 日、譲渡人より聞き取り調査をしました。申請地は内水被害のある土地であり、太陽光発電の話がまとまったための申請です。

除草については、譲受人が草刈りを行うことであり、周りに及ぼす影響はないと思われます。委員皆様の審議をお願いします。

議長 次に受理番号 14 号、15 号については安藤推進委員、お願いします

安藤推進委員 受理番号 14 号、15 号について説明いたします

14 日、現地及び聞き取り調査をしました。譲渡人、佐藤氏の休耕地に太陽光発電施設設置のための申請です。農地の集団性を阻害するものもなく、土砂の流失の防止を行うとともに、除草にあたっては除草処理の管理を行い、農地に支障を及ぼさないようにすることです。価格についても双方の話し合いで決まったもので問題はないと思われますので、委員皆様の審議をお願いします。

議長 次に受理番号 16 号については橋本推進委員、お願いします

橋本推進委員 受理番号 16 号について説明いたします。

14 日、譲渡人より聞き取り調査をしました。双方ともに内水被害のある土地で、太陽光発電の話がまとまったための申請です。

除草については、譲受人が草刈りを行うということであり、周りに及ぼす影響はないと思われます。委員皆様の審議をお願いします。

議長 次に受理番号 17 号については関根推進委員、お願いします

関根推進委員 受理番号 17 号について説明いたします。

17 日、調査をしました。譲渡人、柳沼氏と譲受人、中川氏は親子関係で、次女である中川氏に住宅用地として贈与により移転するための申請です。

この土地は、柳沼氏の土地に面しており周りには影響はありませんので、問題はないと思われます。委員皆様の審議をお願いします。

議 長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 25 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 25 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○報告第 14 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 2 件です。

○報告第 15 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」 10 件です。

○報告第 16 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 4 件です。

○報告第 17 号「農地中間管理事業における農地利用配分計画の認可について」 4 件です。

○報告第 18 号「災害復旧工事のための農地一時転用届書の受理について」 1 件です。

○報告第 19 号「農地法第 5 条の規定により許可処分取消し願出書の受理について」 1 件です。

以上で、本日の提出案件の審議は、すべて終了いたしました。

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。

(なし)

事務局からあればお願いします。

事務局 ○来月の総会開催日程について

議 長 その他、無ければ、これにて令和元第5回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。